



2007年4月2日

各 位

会 社 名 大日本住友製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮武 健次郎
コード番号 4506 (東証・大証・名証各第1部)
問合せ先 広報部長 橋本 治
(TEL. 06-6203-1407)

訴訟の提起（控訴）に関するお知らせ

当社は、2007年3月16日に判決がありました湧永製薬株式会社から提起されていた訴訟（訴訟の概要については2007年3月16日付リリースによりお知らせしています）に関し、3月30日付で大阪高等裁判所に控訴しましたので、お知らせします。

（ご参考）訴訟の概要

当社は、1998年6月に湧永製薬株式会社とニューキノロン化合物の開発・製造・販売に関する独占的ライセンス契約を締結し、抗菌剤としての開発に着手しましたが、2002年5月に開発中止を決定し、その後ライセンス契約を解除しました。これに対し湧永製薬は、2004年7月22日、当社がライセンス契約を不当に解除したとして、大阪地方裁判所に50億円の損害賠償請求訴訟を提起しました。

当社は、開発中止は化合物を適正に評価したうえで決定したものであり、ライセンス契約の解除は契約の規定に基づく正当な権利行使であると主張しておりましたが、大阪地方裁判所は湧永製薬の請求の一部を認容し、8億9,000万円の支払いを当社に命じる判決を下しました。

当社はこの判決を不服として大阪高等裁判所に控訴するものです。

以 上